

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 5 日（金）第18号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	則 示	
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）		（会計課取扱い） 1
告 白	告 白	
○保安林の指定予定		（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定の解除予定		（森づくり推進課取扱い） 2
○肥料の登録の有効期間の更新		（経営技術課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）		（農地整備課取扱い） 3
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 3
○道路の供用の開始		（道路維持課取扱い） 3
○都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定		（北薩地域振興局取扱い） 4
公 告	公 告	
○落札者等の公告		（情報政策課取扱い） 4
○令和元年度職業訓練指導員試験公告		（雇用労政課取扱い） 5

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 6 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 | 用途地域内建築等特例許可申請手数料 | 」を

用途地域内建築等特例許可申請手数料 特例許可を受けた建築物の用途地域内増築等特例許可申請手数料 日常生活に必要な建築物の用途地域内建築特例許可申請手数料	に、
--	----

増築等を 2 以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	を
--	---

増築等を 2 以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料 用途の変更を 2 以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料	
--	--

用途の変更を2以上の工事に分けて行う建築物の
工事の全体計画変更認定申請手数料
興行場等への用途の変更制限適用除外許可申請手
数料
特別興行場等への用途の変更制限適用除外許可申
請手数料

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
指宿市山川浜児ヶ水字長迫31番
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡中種子町増田字三角山2692番1（次の図に示す部分に限る。）、2692番138
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第185号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1324号	令和4年6月8日	混合有機質肥料	マルニ有機入り肥料2号	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地

鹿児島県告示第186号

土地改良事業県営用排水施設整備（土砂崩壊防止）（農業用排水施設整備）桐野上地区の工事は、平成31年3月28日に完了した。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第187号

土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業）（旧：特殊農地保全整備）（農業用排水施設整備）辺田地区の工事は、平成24年3月28日に完了した。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第188号

土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業）（旧：特殊農地保全整備）（農用地保全）辺田地区の工事は、平成12年8月18日に完了した。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年7月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字正ヶ崎5793番3地先から同市笠沙町片浦字汐ヶ崎5803番1地先まで	前後	17.0～57.9 13.1～60.6	97.5 97.5

鹿児島県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年7月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字正ヶ崎5793番3地先から同市笠沙町片浦字汐ヶ崎5803番1地先まで	令和元年7月5日

鹿児島県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により肝付町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 肝付都市計画汚物処理場
 - (2) 名称 1号肝付東部衛生処理場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

北薩地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和元年7月5日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばの教室そらまめキッズ	薩摩川内市青山町字山仁田4082番5	株式会社スカイメディアケアラボ	薩摩川内市隈之城町1475番地9	久保田 空	平成31年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

公 告**落札者等の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,487台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日

令和元年 6 月 20 日

- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
197,802,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年 5 月 10 日

令和元年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第 1 項の規定により、令和元年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年 7 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の実施期日
 - (1) 学科試験
令和元年 9 月 8 日（日）
ア 指導方法 午前10時から午前11時まで
イ 関連学科 実施しない。
 - (2) 実技試験
実施しない。
- 2 試験の実施場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験を実施する免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第 11の免許職種の欄に掲げる免許職種
- 4 学科試験の科目
指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）
- 5 受験資格
試験を受けることができる者は，法第30条第 3 項に定める者であって，6 に該当することにより，実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者とする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から 2 年を経過しない者
- 6 試験の免除
実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し，1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，職業訓練指導員試験にお	実技試験の全部

いて実技試験に合格した者	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。ただし、送付の方法により受験申請書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて普通為替証書又は定額小為替証書を同封することができる。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

令和元年7月18日（木）から同年8月8日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和元年8月8日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を令和元年9月27日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格証書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。